

ふじ もと ゆ み
藤 本 有 美

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 209 号
学位授与年月日	平成18年 3 月24日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科 (博士課程後期 3 年の課程) 文化科学専攻
学位論文題目	初期仏教僧団における雨季定住生活後の衣作成制度の研究
論文審査委員	(主査) 教授 後藤 敏文 教授 桜井 宗信 教授 鈴木 岩弓

論文内容の要旨

0. 研究目的とその成果

仏教僧団は、雨季に定住して生活するという古代インドの社会慣習を行事として取り入れ、学習と研修のための特別な定住生活期間として制度化し、実践してきた。この雨季定住生活のあいだ、比丘達は主に僧団の定住施設で生活し、互いに学習や研修活動に専念する。そして、この期間(3ヶ月)の後、僧団は衣作成期間に入り、比丘達はその境界(その地域僧団の教区)に所属する比丘としての特権を得て、衣を新調することになる。本論文は、この雨季定住生活後の衣作成のための制度を主題とする。

この衣作成のための期間は、雨季定住生活期間に引き続いて設けられており、この両期間における生活が比丘の僧院生活化、定住化をもたらしたと、一般に考えられてきた。しかしながら、文献に基づいた検証は十分とは言えず、近年の律研究自体の進展を踏まえ、再度、律蔵を調べ、検証して行く作業が求められる。本研究では、衣作成制度の規定を纏めたMahāvagga VII : Kāṭhinakkhandhaka (以後Mv VIIと略す)の精査とともに、雨季定住生活及び衣作成期間の生活実態の検証をも加え、衣作成制度の実態とその意義を考察することを旨とした。

得られた成果として、衣作成制度に関する術語の意味の確定と、関連する条項の具体的状況の解明があげられる。そして、衣作成期間の比丘の生活実態を、特に雨季を過ぎた境界(教区)の内外での相違を中心に、明らかにし得た。また、生活規定に基づき、衣作成期間が、雨季定住生活を延長させた期間ではないことが確認された。雨季定住生活後の衣作成制度は、比丘がその境界に所属し、そこを本拠地として生活することを容認するものであり、通年でそこに布や衣を合法的形で保管すること促すものと言える。しかし、これとは異なる制度の意義も見出され、この制度の持つ意義そのものにも変遷があっ

たとえられる。本論文におけるこれらの成果は、残された課題があるものの、比丘の生活形態の変遷、仏教僧団の僧院生活化の解明に繋がるものである。

1. 雨季定住生活後の衣作成制度の概要

1-1 衣作成期間の時期と気候について

雨季定住生活には2つの時期が定められており、それにより、衣作成期間に入る時期も異なる。早いほうの雨季定住生活を行えば、雨季（4ヶ月間）の最後の1ヶ月から衣作成期間に入り、遅いほうの雨季定住生活を行えば乾季から衣作成期間に入ることになる。文献の記述と現在の気候、月名を検討した結果、現在の9月初旬頃、或いは10月初旬頃の気候のもとで衣作成期間が開始されたようである。この2つの開始時期のうち、本来は降雨の残る早いほうの時期に衣作成期間に入るのが一般的であったと、Mv VII 1, 1-3の制定エピソードと他の文献箇所に基づいて推測される。

1-2 衣作成期間への入り方

Mv VII 1, 4-6で規定される衣作成期間への入り方は、3つの段階からなる：(1)僧団から選ばれた1人の比丘に布を与え、(2)その比丘が適切に衣を作り、(3)その衣をその境界に所属する比丘達が喜んで受け入れる。境界に所属する比丘達は、この3段階を経て衣作成期間に入ることになる。この方法は一定数の比丘がおり、僧団が形成されている場合に取られる方法として望ましいものであったと考えられ、僧団に布が贈与され、雨季を過ごした比丘達全体による衣作成を形式的に行う、という儀式的な側面が看取される。もし、適切にこの3段階が行われなかった場合にどうなるのか、規定からは明らかではない。僧団が成立しない場合には、この3段階は実行できないが、衣作成期間に入った者として5つの特権は認められるようである。

この箇所では、*sīmatṭha*-「境界に所属する」比丘という言葉が用いられ、そこで雨季を過ごした比丘のみが衣作成期間に入り、5つの特権を得られるという原則が明確に規定されている。

1-3 5つの特権とそれらを行使できる状況

特権の概要は以下のとおりである。

特権①は特権③と合わせて説明できる。特権①は、食事の招待を受けることが約束されているのに、近くにいる比丘に断らないで、招待先以外の家に行く権利である。特権③は、在家信者から呼ばれ、集団（4人以上）での食事を受ける権利である。両行為とも通常は禁止されているが、雨季の最後の1ヶ月から全ての比丘に容認され、衣作成期間の終了まで許可される。伝えられる制定経緯の示すとおり、この2つの特権は、比丘が多くて招待を受け、在家者を自由に訪問することにより、その境界の僧団へ贈与される布を少しでも増やすことが目的であったと考えられる。一方で、この2つの権利は、境界に関わらず、比丘が衣を作っている時全般に認められる権利でもある。境界に所属せず、個人的に衣作成を行う場合には、個人的に布を得たり、裁縫道具を借りる等のために、これらの権利のみが認められる。

特権②は、三衣の一部、或いは不要な三衣全てを保管したまま、境界から外出し、外泊する権利である。この行為は盗難、紛失を避けるため、通常は禁止され、所属する境界の僧団が衣作成期間中である場合にのみ認められる。この権利は、本来は降雨のある時期に外出、外泊する場合に容認される必要のあるものであったが、実際には衣を作って余分となった三衣や別揃いの三衣を保管したまま生活することを可能にしたものと推測される。

特権④は、衣作りに必要な布を所有することと、余分な布と衣を所持することである。通常、比丘が所持できるのは三衣（3枚一組の衣）と若干の生活用の布製品のみであり、これら以外のものは全て「浄施する」（人に預ける）という措置をとらなければならない。衣作成期間中にはこの規制が解除され、余分な布と衣を所持できる。この権利は比丘が雨季を過ごした境界内におり、その境界の僧団が衣作成期間中にある場合にのみ、行使できるものである。もし、比丘が、所属する境界の外に滞在している場合には、通常の規定に従い、10日乃至1ヶ月以内に衣を作り、余分な布と三衣を適切に措置しなければならなかった。

特権⑤は、そこの僧団へ贈与される布を、境界に所属する比丘達で分配する権利である。これら特権⑤及び特権①③からは、在家信者が僧団へ雨季定住生活後に布を贈与するという習慣があった事が推測される。ただし、僧団では比丘が個人的に布の贈与を受ける事をも認めており、雨季定住生活後の衣作成制度を主題とするMv VIIにおいても、比丘個人に布の入手見込みがある場合の規定が設けられている。従って雨季定住生活後の布の贈与の実態については、僧団に贈与するのか、比丘に贈与するのかという点を中心に、今後さらに検討する必要がある。

以上のように、衣作成期間に認められる5つの特権のうち、その境界へ所属する比丘は特権①②③④⑤を得て、その境界に所属しない比丘は特権①③のみを得る。Mv VIIの規定する雨季定住生活後の衣作成活動には、境界に所属しつつ行う場合と、境界に所属せず完全に比丘個人で行う場合とがある。

1-4 衣作成期間の終了と衣作成期間の継続

衣作成期間は比丘個人によって終了する時期が異なる。終了条件は、所属する境界内にいる、或いは所属する境界に戻ろうとしている比丘と、境界に所属しない比丘との間で異なる。まず前者の場合には、僧団の衣作成期間の終了と同時に衣作成期間が終了する。この期間は最大5ヶ月間であり、僧団の決定によってこれより早く終了することもあったようである。そして後者の場合には、比丘自身の衣作成活動が終了する時点で衣作成期間が終了する。具体的には、定住地で布を得て出て行けば出発から10日間で、出て行った先で布を得る場合には、布を得てから10日ないし1ヶ月で衣作成期間は終了すると推測される。

Mv VII 2節-12節は、境界を出て行って戻ってくる場合の衣作成期間の終了と、境界を出て行ったままの場合の衣作成期間の終了とを等しく規定している。このことから、実際には通年でそこに滞在する比丘と、他所から来て雨季定住生活を行い、また帰って行く比丘と、両者がいたことが推測される。

Mv VII 最終節13節に、先行研究では未解明であった術語 *kathinassa palibodha-* が用いられているが、所属する境界内にいない間の衣作成期間の継続を意味する語であることが明らかにされた。

1-5 雨季定住生活後の移動生活への上発と衣作成制度はどのように関わっているか

これまで一般に、比丘は雨季定住生活後に移動生活へ上発すると考えられてきたが、その一方で、僧団の初期の段階から、同じ場所での通年の定住生活が営まれてきていたという指摘もある。律文献のなかで、比丘に対する規定を纏めた部分には、雨季定住生活後に移動生活へ上発することを敢えて規定した条項はない。一方で、比丘尼の律には、たとえば、1日分の移動距離（他の境界に行くことになる距離）であっても、移動生活へ上発しなければならないと規定されている。この規定は、時代が下り、通年での定住生活が一般化するにつれて、規定として明文化する必要が生じて作られたものであると解釈される。この条文解釈では、移動生活の具体的な上発時期や期間、衣作成期間中である場合にこの義務がどうなるのかなどについては何ら言及していない。実態は不明であるものの、移動生活への上発の義務と

衣作成制度とは抵触しないものであったと考えられる。

2. 雨季定住生活と衣作成期間中の生活実態の相違

雨季定住生活期間中と、衣作成期間中との大きな相違は、宿泊場所の使用方法にある。宿泊場所（部屋単位で分配される）は、予約は出来ず、雨季定住生活の開始時にそこにいる比丘達で平等に割り当てられ、その後3ヶ月間占有される。これに後続する衣作成期間の最中には占有することが出来ない。

衣の取り扱いと保管方法については、雨季定住生活期間と衣作成期間との間に大きな違いはない。雨季／雨季定住生活期間であれば、三衣のうち2枚で外出することができる。衣作成生活期間中であれば、これに加えて、境界外に行つて外泊することも、余分な三衣を保管して外泊することも許可される。また、雨季4ヶ月の間には、自分が雨季を過ごす境界内でのみ、三衣の替えとして雨季用の衣の使用が許可される。

雨季4ヶ月の最後の1ヶ月間に、早いほうの雨季定住生活を終えた比丘は衣作成期間に入っているが、遅いほうの比丘は、まだ雨季定住生活を行っている最中である。後者が衣作成期間に入る時期は1ヶ月遅れるが、布の贈与を受けることは衣作成期間開始の10日前から許可されており、雨季定住生活を終えてから、衣作成を行ったようである。また、僧団の布は、両者共に平等に分配されていたと考えられる。

3. 制度の意義と歴史的展開について

雨季定住生活後における衣作成という慣習は、ブツダの在世当時の実情を幾らか伝えているであろう文献箇所には見出されず、いつから始められ、制度化されたものかは、明らかではない。しかし、Mv VIIに規定が纏められ、他箇所の成立の古い条文において言及されるため、比較的古くから行われていた重要な制度と推定される。

この制度による衣作成期間は、本来は、早いほうの雨季定住生活後のまだ降雨のある時期から開始された。移動生活を営む比丘に、雨季の残りのわずかな期間に衣を新調し、次の移動生活に出発する事を可能にする制度であったと考えられる。僧団の布の分配を受ける特権⑤は、そのような、他所から来てその地域に繋がりを持たない比丘が、雨季を過ぎた境界で衣を作成するために必要な権利であったと考えられる。

しかしながら、遅いほうの雨季定住生活の場合を取り入れて5ヶ月間の期間が定められ、さらに、僧団の生活施設が整つて行くに連れて、この制度としての衣作成期間は、衣作成後の余分な布と衣を保管できる期間としての意義を強めていったと推測される。仏教僧団は、本来は禁止される余分な布と衣の所有を合法化する手続きとして、他の比丘に「浄施する」（預ける）という方法を認めている。しかし、この方法が円滑に実行されるためには、比丘の居場所が定まっている必要がある。衣作成期間は、境界に所属する比丘達同士で、余った布や余分な衣を譲渡する、或いは「浄施する」などの行為を可能にするものでもあったと考えられる。

また、比丘の居場所や地域が定まってくると同時に、比丘個人に布の入手が見込まれる状況も増えたものと予想される。或いは、比丘の数が増えるに従い、僧団の側に、比丘個人の衣の入手と作成を奨励して行く必要が生じていた可能性もある。何れにせよ、境界に関わらない比丘個人の衣作成活動を規定として取り入れて行く必要があり、衣作成期間の終了規定の後半部に、その規定が纏めて整備されるに

至ったと考えられる。僧団での衣作成期間への入り方の規定には、本来は全体で行っていた衣作成を儀式化したという側面が看取される。

一つの境界において、そこで雨季定住生活を過ごした比丘と、過ごさなかった比丘との間の生活実態の相違は大きい。前者が、僧団から布を分配され、過剰な布と三衣を持ち、それらを保管して境界外に泊まることが容認されるのに対し、後者は個人的に布を得て、10日乃至1ヶ月以内に衣を作り終えなければならず、余分な布や三衣を所持したり、三衣を一枚であっても保管したまま境界外に泊まるとは禁じられている。このような境界に所属する特別な比丘として生活する期間が最大5ヶ月まで設けられたことが、比丘の固定化、定住生活化を促したことは間違いない。その境界が、衣作成期間外の布と衣の合法化措置として「浄施する」相手の比丘がいる場所であったことも、その要因であろう。しかしながら、この制度は、教団成立初期には、移動生活を行う比丘が衣を新調するための制度であったと考えられる。後代に僧院生活化が進んでからは、比丘が雨季定住生活のために、むしろわざわざ別の境界に出向くこともあったようであり、Mv VIIからもそのような状況は推測される。

本論文での成果に加え、残された課題を解明し、様々な事象を歴史的発展の中で捉え直すことにより、比丘生活の変遷、仏教僧団の体制の変化はより明確に説明されるであろう。

論文審査結果の要旨

本論文は、仏教僧団が雨季定住生活（雨安居）に引き続く期間として設ける「衣作成」期間に関する規則を、最古の部分を含むと考えられるパーリ律（Vinaya、僧団規則）を対象に精査し、付随する諸問題に関わる原典箇所とともに論じたものである。難解な原文を単語・文法・事項の吟味から出発して確実に理解しようとする、徹底した文献学的手法によっている。「序論」7頁、「本論 I M[ahā]v[agga] VII : Kaṭṭhinakkhandhakaの研究」101頁、「本論 II 雨季定住生活と衣作成期間中の生活について」105頁、および、文献一覧8頁、総計233頁より成る（1頁2000字）。

序論では、僧団の雨季定住生活を概観し、本論文の目的、方法等を提示する。前者については、修士論文において為された厳密な原典研究の成果を要約しており、簡潔ながら、新鮮かつ明晰な内容となっている。

本論 I (pp.17-117) では、衣作成に関する制度を集めた章（Mahāvagga, Kaṭṭhinakkhandhaka）全体を取り上げ、テキストを引き、正確な翻訳に努め、翻訳の根拠と解釈に亘る検討を行っている。難解な原典に対する粘り強い調査確定の成果が示されており、その過程で得られた、語意の確定、シンタクスの検討、事物・概念の厳密な理解などに亘る個々の成果は、脚注をはじめ至る所に提示され、研究史の確認もなされている。

雨季定住生活（「雨安居」）には早期の3ヶ月間と、一月遅れの3ヶ月間の2期がある。雨季定住生活に引き続き、衣を作る期間が認められると、さらに最長5ヶ月間の特別滞在が認められ、5つの「特権」（日頃の制約からの解除）が享受できる。衣を作る期間は「カティナを拵げる」という、布片を組み合わせることで衣を作るための枠のような道具名によって表現される。実際の場合を想定して諸規則を照合し、組み合わせる運用の実態を再現することには限界があるが、熟慮を経た検討が為されている。論文提出者は、衣作成の規則はもともと早期の雨安居を前提に設けられ、一月遅れの雨安居を行う比丘のために特別の規則が付加されたとする見解を学会誌に発表しており、本論文でもp.165以降に論じられているが、この部分の概要を「序論」で予め解説しておいた方が、全体の論述の理解にとっては助けにはなっ

たように思われる。規則の中身は、制定の動機、5つの「特権」の内容、衣作りの期間への入り方、終え方にある。複雑な規則の背後に、多くの信者を獲得し「定住用施設」の拡充を図るために、僧団がこの期間と布の調達そのものを活用し、そのために制約を緩めていった様子が伺われる。また、僧と僧団数の増加に伴い、規則が付加され、教区（シーマー）が整備されていった経緯が推測される。つまり、仏教教団の展開を解明するための重要な一次資料が扱われている。その際、論文提出者はあくまで原典から確認できることに論述を留めている。研究史の現段階では称讃すべき文献学的態度ではあるが、見通しか、方向性、研究史の指摘などが共に提示されていれば、理解が一層助けられたであろう。後世の付加、改作、増補など、原典の中に隠されていると思われる歴史的展開の解明は、未だ将来の課題に止まる。

本論Ⅱ（pp. 121-225）は、雨季定住生活と衣作成期間の生活実態を、より大局的な視点から、ただし、あくまで原典の語るところに限って解明しようとする試みである。

第1章（pp. 121-139）は当時の気候に関する論及である。p. 127-132は、暦、歳差、各地の気象データを総合して検討し、当時の雨季（6月-9月に当たる暦）の実際の気候を論じているが、ここに簡潔に示された資料と結論は、従来の研究と比べると検証点に優れ、インド学一般に寄与する妥当な内容である。ここ数年来、雨安居研究によって培われた確認のための努力がこれを可能にしたものと評され、貴重である。雨安居に一月の差のある2つの時期（6月-8月、および、7月-9月）が設けられていることは、事情を複雑にしているが、その背景に暦の問題と西北部への仏教僧団の進出とがあることを、論者は脚注265と266において、控えめに、しかし、明確に指摘している。ついで、婆羅門教一般とジャイナ教典にみられる雨季の過ごし方に言及する箇所を論じる（p. 133-139）。正統婆羅門教の古い文献にはそもそも言及が少ないが、学習制度に関する言及箇所をも考慮に置いて検討を加えている。ジャイナ教についてはArdhamāgadhī語で書かれた難解な原典を引いて翻訳し貴重な資料を提供している。論者の今後の展開を暗示するものかもしれない。

第2章（pp. 140-172）は、雨季にのみ三衣以外に着用の許される「雨季衣」に関する規定を検討する。その中には、村落外（*aranya*「荒野、原野」）で生活する僧についての検証も含まれ（pp. 156-161）、最近議論されることの多い同主題について、別に発表する価値のある典拠と結論の提示に成功している。第3章（pp. 173-208）は宿泊場所確保の問題を論じて、生活実態解明に資する成果を提示している。付論として、Buddha時代の仏教教団の一大拠点であったジェータヴァナ（サーヴァッティーにあった「祇園精舎」）寄進の次第を伝えるヴィナヤの資料（pp. 191-199）と、建造物建設に関する諸規定（pp. 200-208）を精密に翻訳し、貴重な資料集を提供している。第4章（pp. 209-219）では、移動生活（*cārikā*）への出発に関する諸規則を扱っている。

最後に、論点をまとめ、雨安居と衣作成期間が僧団の固定化に果たしたの役割について検討資料から言えることを総括し、将来への課題を記して（pp. 222-225）論文を締めくくっている。

律蔵に関わる研究は近年盛んであるが、徹底した原典研究には乏しく、ここに提出された成果のもつ意義は大きい。雨安居と、これに引き続く衣作成期間が教団の組織化、僧院化への一要因と成ったことは当然予測されるだけに、具体的判断材料を提供する本論文の価値は高い。本成果は、今後の検証への道を示し、緻密な原典研究の積み重ねの重要性を改めて強調するものとなっている。多量の脚注等に達成された語彙、用法の研究など、副産物の価値も高い。

本論文は、提出者が博士（文学）の学位授与に値する資格を有することを十分に証していると判断される。